

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
二 警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)
第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区(市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。)内に在る調査住宅等及び調査世帯に係る調査票の配布及び取集、調査世帯に係る識別符号(総務大臣が調査世帯を識別するために付した符号をいう。第十三条第一項第一号及び第十六条第三項第一号において同じ。)を記載した書類の配布、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、単位区設定図の作成、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。

6 市町村長は、統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)別表第一備考第三号の規定により同表二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務(次条において「統計調査員等に関する事務」という。)を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員等に関する事務の報告)

第九条 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第三号の規定により統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときには、その旨を総務大臣に報告するものとする。(委託の報告)

第十条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第三号の規定により同表二の項第三欄第二号か

ら第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。）（第十三条第一項第一号及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第二十一条 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

第二十二条 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（単位区の設定）

第二十三条 市町村長は、実施年の二月一日現在により、直前に行われた国勢調査のため設定された調査区のうち総務大臣が指定する調査区における総務大臣の定める方法により単位区を設定するものとする。

指導員は、前項の単位区の設定に関し、単位区設定図の作成その他これに附帯する事務を行い、及び市町村長に対しその定める期限までに単位区設定図その他の関係書類を提出しなければならない。

市町村長は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ単位区設定図その他の関係書類を提出しなければならない。

前三項に定めるもののほか、単位区の設定に関し必要な事項は、総務大臣が別に定める。

（調査の方法及び期間）

第十三条 住宅・土地統計調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

一 調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項、第十五号並びに第十六条第三項各号において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間

事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者(次号及び第三号並びに次項及び第三項並びに第十六条第三項各号において「民間事業者等」という。)が識別符号を記載した書類を担当調査単位区内の調査世帯ごとに使用され、及び質問し、並びに総務大臣が調査世帯の世帯主若しくは世帯の代表者又はこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 調査員又は民間事業者等が調査票を担当調査単位区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問する方法

三 調査員又は民間事業者等が調査票を担当調査単位区内の調査世帯ごとに配布し、及び質問し、並びに都道府県知事がその指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)、同二条第六項に規定する一般信書事業者、同一条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(第十六条第三項第三号において「郵便等」という。)により当該調査票の提出を受ける方法

2 調査世帯の世帯員の不在等の事由により、前項各号に掲げる方法による調査を行うことができないときは、調査員又は民間事業者等が第六条第一項第一号イからハまで、同項第三号も並びに同項第七号ロ、ハ及びホからリまでに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問するることにより住宅・土地統計調査を行うことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、世帯の存しない住宅については、調査員又は民間事業者等が第六条第一項第七号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより住宅・土地統計調査を行う。

4 前三項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十四日までの間ににおいて行う。

(事務の委託)

| 項 第 十 一 統計調査員 | 委託管理団体 |
|---|---|
| 項 第 十 二 統計調査員 | 委託管理団体証 |
| その身分及び 指導員又は調 査員の別を示 す証票 | 委託管理団体に所属する 者 |
| その事務 | 委託管理団体が 定めることとされている事 務 |
| 号 第 十 三 調査員（第八 条第四項の規 定により調査 理団体の事務の一 部を行う指導員 を含む。次号及 び第三項及び第 五条並びに第 十六条第三 項各号におい て同じ。） | 第十三条の二第一項の規 定により委託管理団体が 行うこととされている事 務 |
| 号 第 十 四 調査員 | 委託管理団体（第八条第 四項の規定により委託管 理団体の事務の一 部を行なう指導員 を含む。次号及 び第三項並びに第 十六条第三 項各号において同じ。） |
| 号 第 十 五 調査員 | 委託管理団体（第八条第 四項の規定により委託管 理団体の事務の一 部を行なう指導員 を含む。次号及 び第三項並びに第 十六条第三 項各号において同じ。） |
| 号 第 十 六 調査員 | 委託管理団体（第八条第 四項の規定により委託管 理団体の事務の一 部を行なう指導員 を含む。次号及 び第三項並びに第 十六条第三 項各号において同じ。） |
| 号 第 十 七 調査員 | 委託管理団体（第八条第 四項の規定により委託管 理団体の事務の一 部を行なう指導員 を含む。次号及 び第三項並びに第 十六条第三 項各号において同じ。） |

| |
|---|
| 定する期間により難いときは、直ちに、その旨 を都道府県知事に報告しなければならない。 |
| 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた 場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間 を別に定めることができる。 |
| 3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた 場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報 告しなければならない。 |
| 4 総務大臣は、前項の規定により期間を別に定 めたときは、その旨を告示するものとする。 (立入検査等) |
| 第十五条 調査員又は市町村長が統計法施行令別 表第一備考第三号の規定により調査票の配布・ 取集等に関する事務を民間事業者に委託して行 う場合の当該市町村の職員（次項において「特 例市町村の職員」という。）は、法第十五条第 一項の規定により、第六条第二項第三号ホ及び ヘ、同項第四号ハ並びに同項第七号ニ及びホに 掲げる事項について立入検査等を行うことがで きる。 |
| 2 総務大臣は、調査員又は特例市町村の職員に 対し、法第十五条第一項の規定による立入検査 のための証明書を交付する。 |
| (報告の義務及び方法) |
| 第十六条 住宅・土地統計調査に当たつては、調 査事項について、調査世帯の世帯主又は世帯の 代表者が報告しなければならない。 |
| 2 調査世帯の世帯主又は世帯の代表者に準ずる ため前項の規定による報告を行うことができな いときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代 表者に代理する者又は当該世帯が居住している建 物を管理している者は、前項の規定により報告 すべき者に代わって当該報告を行うものとする。 |
| 3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げ る住宅・土地統計調査の方法の区分に応じ、當 該各号に定める方法により行うものとする。 |
| 一 第十三条第一項第一号に掲げる方法 第六 条第一項第七号に掲げる事項について調査員 又は民間事業者等の質問に答え、及びその他 の調査事項について調査世帯の世帯主若しく は世帯の代表者又はこれらに準ずる者の使用 に係る電子計算機から電気通信回線を通じて 総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号 を用いて調査事項に係る情報を送信する方法 |
| 二 第十三条第一項第二号に掲げる方法 第六 条第一項第七号に掲げる事項について調査員 |

| |
|--|
| 又は民間事業者等の質問に答え、その他の調 査事項について調査票に記入し、及び調査員 又は民間事業者等による当該調査票の取集に 応じる方法 |
| 第十七条 調査員及び指導員は市町村長に対しそ の定める期限までに、市町村長は都道府県知事 に対しその定める期限までに、都道府県知事は 総務大臣に対しその定める期限までに、それぞ れ調査票その他関係書類を提出しなければなら ない。 |
| (調査票等の提出) |
| 第十八条 総務大臣は、調査票（第十六条第三項 第一号の規定により報告された調査事項に係る 情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結 果を速やかに公表するものとする。 |
| (調査票等の保存) |

| |
|---|
| 又は民間事業者等の質問に答え、その他の調 査事項について調査票に記入し、及び調査員 又は民間事業者等による当該調査票の取集に 応じる方法 |
| 附 则 (平成五年五月二一日総理府令 第三〇号) |
| この府令は、公布の日から施行する。 |
| 附 则 (昭和五八年四月二〇日総理府令 第一六号) |
| この府令は、公布の日から施行する。 |
| 附 则 (昭和五九年六月二九日総理府令 第三五号) |
| この府令は、昭和五十九年七月一日から施行 する。 |
| 附 则 (昭和六三年五月二五日総理府令 第三三号) |
| この府令は、平成十五年四月一日から施行す る。 |
| 附 则 (平成二〇年一二月一〇日総務省 令第一四一号)抄 |
| この省令は、平成十五年四月一日から施行す る。 |
| 附 则 (平成二〇年二月一日総務省令第 五号)抄 |
| (施行期日) |
| 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 则 (平成二〇年一二月一〇日総務省 令第一四一号)抄 |
| この省令は、統計法の施行の日（平成二 十一年四月一日）から施行する。 |
| 附 则 (平成二三年六月三日総務省令第 五三号) |
| この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 则 (平成二五年五月七日総務省令第 四七号) |
| この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 则 (平成三〇年五月二三日総務省令第 三三号) |
| この省令は、公布の日から施行する。 |

附 則（令和五年七月一〇日総務省令第
五九号）
この省令は、公布の日から施行する。